

放送番組の編集に関する基本計画

1. 基本計画

小松市デジタル通信センターは、すべての市民の基盤に立つ有線テレビジョン放送として、何人からも干渉されず、不偏不党の立場を守って、放送による言論と表現の自由を確保し、豊かで価値ある情報を提供することによって、公共の福祉の増進と文化の向上を図り、地域の産業と経済の繁栄に貢献する。

2. 放送時間

- (1) 定期的な番組の編成は、原則毎日24時間行う。
- (2) 臨時の番組については、その都度必要に応じて適宜編成する。

3. 番組の種類と基準

放送番組は、地域住民のために必要な広報・地域ニュース等の報道番組、教育・文化・スポーツ等の教育・教養番組、映画・演劇・レジャー等の娯楽番組、およびその他のショッピング・経済・健康・医療番組などで編成し、番組の種類別配列比は次にあげるものを基準とする。

(1) 報道番組	全放送時間の15%
(2) 教育番組	〃 5%
(3) 教養番組	〃 5%
(4) 娯楽番組	〃 5%
(5) その他の番組	〃 70%

4. 番組の配列

番組の編成にあたっては、報道、教育、教養、娯楽などすべての番組をそれぞれ性格に応じて地域社会の視聴対象及び生活時間を考慮し、各番組相互間の調和と適性を保つように努める。

(報道番組)

報道は真実を公平かつ迅速に伝達し、市政への関心を満足させるように努める。

報道番組は、一般にわかり易い表現を用い、事実と事実以外の推定は明確に区別し、視聴者に誤解を与えることのないよう努める。

(教育番組)

教育番組は、健全な市民としての知識等の資質を培うのに直接役立たせようとする積極的な意図のもとに編成する。

(教養番組)

教養番組は、学芸など一般精神文化に対する理解を深め、人間の諸能力を調和的に発達させ、円滑な人格を培養するのに役立たせようとする積極的な意図のもとに編成する。

(娯楽番組)

娯楽番組は、健全な慰安を提供して、市民の生活内容を豊かにするものとする。